



条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和8年3月19日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第38号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例 について	1

〔議第 38 号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について

【議案書：1 頁】

◎ 条例の趣旨

美濃加茂市常勤の特別職職員である市長の給料月額、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 41 年美濃加茂市条例第 21 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条で規定されているが、一定の期間についてこの条例とは異なる給料月額を規定するため特例の条例を新規に制定するものです。

◎ 条例の概要

市長の給与について、令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの 3 箇月の間、特別職給与条例に規定する給料月額から当該金額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とします。

当該減額の期間に係る期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第 3 条に定める額とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

○ 条例の失効（第 2 項）

この条例は、令和 8 年 6 月 30 日限り、その効力を失います。